証券コード　7692
2024年10月11日
（電子提供措置の開始日2024年10月７日）

株　主　各　位

大阪府大阪市北区中之島二丁目３番18号
株式会社アースインフィニティ
代表取締役社長　濵田　幸一

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.earth-infinity.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権をご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って2024年10月28日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年10月29日（火曜日）午前10時
2．場　　所　大阪府大阪市北区中之島二丁目３番18号　中之島フェスティバルタワー37階
3．目的事項

報告事項　第23期（2023年８月１日から2024年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

4．その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有するほかの株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2024年10月28日（月曜日）午後５時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力してください。

行使期限	2024年10月28日（月曜日）午後５時まで

▶ スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時	2024年10月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

ご注意

（1）書面（郵送）による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
（2）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
（3）インターネットによる議決権行使は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は 1 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

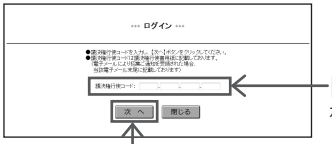
議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

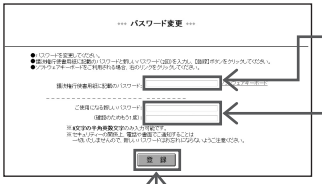
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く午前９時～午後９時）

以上

事　業　報　告

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上に係る分類が５類に移行したことにより、経済活動の正常化が一段と進みました。また、持続的な賃上げが下支えとなり、国内の消費活動は緩やかながらも回復の動きが続いております。その一方で、ロシア・ウクライナ情勢などの緊迫した世界情勢の動きに加え、円安によるエネルギー資源や原材料価格の高騰、金融資本市場の変動リスクなどにより依然として景気の先行きは不透明な状況であります。

このような環境の中で、当社は、『人や仲間が集まり続け　求められ応え続ける会社』という理念のもと、脱炭素社会実現への取り組みとして再生可能エネルギー開発への投資やＳＤＧｓに関する企画への参画を行い、中長期的な成長を視野に見据え事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高は5,000百万円（前期比4.6％減）、営業利益は277百万円（前期比53.2％減）、経常利益は235百万円（前期比53.7％減）、当期純利益は150百万円（前期比61.1％減）となりました。

事業の部門別売上高

区　分	前　期		当　期		前期比増減(△)	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
エネルギー事業	百万円 5,066	% 96.6	百万円 4,847	% 96.9	百万円 △219	% △4.3
電子機器事業	175	3.4	153	3.1	△22	△12.9
合　　計	5,242	100.0	5,000	100.0	△241	△4.6

（注）　上記の金額には消費税等は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施した当社の設備投資の総額は42百万円であり、その主なものは、風力発電設備の取得費用が36百万円であります。

(3) 資金調達の状況

記載事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材基盤の強化

当社は、企業の持続的な成長を図るため、社内の組織体制を支える優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。そのため、積極的な採用活動を行うとともに新しい人材を育成する教育をさらに充実・強化することにより、知識・スキルの向上に加え、従業員の意識改革、コミュニケーションの醸成を促し、次世代を担う多様な人材を育成してまいります。

② 収益基盤の強化

エネルギー事業につきましては、電力・ガス需給契約件数、供給量の増大による継続的な収益の確保が重要な課題であると認識しております。また、不安定なエネルギー保障情勢の影響で電力コストの削減に対する関心が高まっていることから、蓄電池や太陽光パネルの販売の積極的な拡大を図ってまいります。

電子機器事業につきましては、既存顧客をターゲットに積極的な販売を行うことによる継続的な収益の確保が重要な課題であると認識しております。

それぞれの事業の既存顧客に互いの商品を提案することで、離反顧客の発生を抑制するとともに、新規契約獲得を促進してまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

当社は個人事業主や中小企業を対象とした販売を行っているため、コンプライアンス体制の強化が重要であると認識しております。そのため、営業社員に対しては、営業マニュアルを使用した社内研修等を実施し、また、代理店に対しては、代理店研修等を通じてコンプライアンスの強化に努めております。

また、当社は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象となっております。よって、個人情報に係る個人情報取扱規程を定めるとともに、プライバシーマークの認証を取得しております。

今後におきましても、電気事業法、ガス事業法、建設業法及び関連法規制の遵守はもとより、個人情報の管理などに万全の体制を確立することに努めてまいります。

④ 内部統制システムの強化

当社は、新規事業の検討・実施を常に行っていることから、内部統制システムの整備に係る課題が継続的に発生いたします。これらについて、内部監査等を通じて内部統制システムの課題を早期に把握し、対応することに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第20期	第21期	第22期	第23期（当事業年度）
	2021年７月期	2022年７月期	2023年７月期	2024年７月期
売上高（千円）	3,754,088	4,583,181	5,242,047	5,000,237
経常利益又は経常損失（△）（千円）	183,050	△466,084	507,636	235,134
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	124,828	△389,220	386,223	150,280
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	1.14	△3.53	3.51	1.36
総資産（千円）	1,593,341	2,228,900	2,584,386	2,366,283
純資産（千円）	993,266	472,501	858,692	887,829

（注）１．記載金額（１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
２．2022年11月１日付けで普通株式１株につき３株、2023年３月17日付けで普通株式１株につき４株、2023年５月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年７月31日現在）

当社は、エネルギー事業及び電子機器事業を主な事業としております。

区　分	事業内容
エネルギー事業	一般家庭や小規模工場、店舗、飲食店等を対象とする低圧及び中小規模工場や中小ビル等の高圧の需要家に対する電力の供給及び都市ガスの需要家に対するガスの供給、蓄電池・太陽光発電システムの販売・設置、風力発電所による売電
電子機器事業	中小企業を対象として電子ブレーカー（高性能コンピューター内蔵式ブレーカー）の販売・設置によるエネルギーコスト削減提案及びコンサルタント業務

(8) 主要な営業所（2024年７月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	大阪府大阪市北区中之島二丁目３番18号

(9) 従業員の状況（2024年７月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
33	△6	35.7	4.5

(10) 主要な借入先（2024年７月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額（千円）
株式会社みずほ銀行	373,016
株式会社池田泉州銀行	215,920
株式会社関西みらい銀行	132,024
株式会社日本政策金融公庫	100,000
株式会社りそな銀行	50,000
株式会社三井住友銀行	15,000

（注）株式会社池田泉州銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額100,000千円を含んでおります。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2024年７月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　360,000,000株

(2)　発行済株式総数　　110,131,200株（自己株式1,008株を含む）

(3)　株　主　数　　17,012名

(4)　大　株　主

株主名	持株数	持株比率
濵田幸一	55,178,400株	50.10%
マネックス証券株式会社	910,329	0.83
藤山勝敏	900,000	0.82
西村雄治	793,000	0.72
田村博	585,400	0.53
日本証券金融株式会社	542,200	0.49
白川功	540,000	0.49
楽天証券株式会社	507,000	0.46
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	468,400	0.43
ＪＰモルガン証券株式会社	454,900	0.41

（注）　持株比率は自己株式（1,008株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2024年７月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	濵　田　幸　一	
取　締　役	松　田　ありさ	
取　締　役	一　氏　亮　佑	
取締役（監査等委員）	畑　山　佳　之	畑山佳之税理士事務所　代表 アドバンス株式会社　代表取締役
取締役（監査等委員）	白　川　　功	大阪大学名誉教授 兵庫県立大学名誉教授 株式会社白川アソシエイツ　代表取締役
取締役（監査等委員）	寺　本　　悟	公認会計士寺本悟事務所　代表 江崎グリコ株式会社　社外監査役
取締役（監査等委員）	城ヶ辻　　保	株式会社ツアーデスク　　代表取締役 株式会社ティディファンド　代表取締役 株式会社スターメディカル　代表取締役 一般社団法人JAICE　　代表理事

（注）１．取締役畑山佳之氏、白川功氏、寺本悟氏及び城ヶ辻保氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査等委員畑山佳之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．監査等委員白川功氏は、大阪大学名誉教授・兵庫県立大学名誉教授であり、豊富な知識と経験及び幅広い人脈を有するものであります。

４．監査等委員寺本悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．監査等委員城ヶ辻保氏は、会社や財団の代表や取締役であり、国際情勢に精通した経営及び業務執行の幅広い経験を有するものであります。

６．畑山佳之税理士事務所、アドバンス株式会社、株式会社白川アソシエイツ、公認会計士寺本悟事務所、江崎グリコ株式会社、株式会社ツアーデスク、株式会社ティディファンド、株式会社スターメディカル、一般社団法人JAICEと当社との間には特別の関係はありません。

7．当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度中の取締役（監査等委員）の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法定で定めた金額を限度として予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等

当社は2021年２月９日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役及び社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬額を与える時期又は条件の決定に関する方針含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

④　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

②及び③の決定方針に従い算出された個人別報酬であり、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役社長濵田幸一が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑥　当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	167 (－)	167 (－)	－ (－)	－ (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	17 (17)	17 (17)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合　計 (うち社外取締役)	184 (17)	184 (17)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年10月25日開催の第17回定時株主総会において、200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名であります。

2．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年10月25日開催の第17回定時株主総会において、50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は４名であります。

(6) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	畑山佳之 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、また監査等委員会には12回中12回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・知見から、適宜発言を行っております。
	白川　功 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のうち14回、また監査等委員会には12回中10回出席し、主に大阪大学名誉教授・兵庫県立大学名誉教授として培ってきた豊富な知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
	寺本　悟 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、また監査等委員会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知見から、適宜発言を行っております。
	城ヶ辻　保 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、また監査等委員会には12回中11回出席し、主に代表や取締役として培ってきた経営及び業務執行の幅広い経験・知見から、適宜発言を行っております。

重要な兼職先と当社との関係につきましては「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して監査報酬額が適切であると判断したからであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社の役員及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を設置し、必要に応じて当社における法令、定款、社内規則、企業倫理及び社会倫理の遵守状況の確認と問題の指摘及び改善の提案を行い、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会に報告する。公益通報者保護規程に基づき通報者に不利益が及ばない内部通報体制を整え、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会が掌握して運用する。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録する。その取扱いは社内管理規程により適切に保存管理し、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき対処し、最高責任者は代表取締役社長とし、担当役員、部門の長が当社の危機管理の対応にあたるものとする。また、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を設置し、当社全体のリスクマネジメントに係る方針、施策、規程等の策定・整備、リスク管理状況の把握、リスクマネジメントに関する指導監督を実施する。部門で対応できない事項又は重大性・緊急性のある事項についてはリスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会に報告し、全社的・組織横断的なリスク状況の監視及び対応を行うよう努める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は事業計画を定め、年度の経営方針を策定することで取締役、使用人が共有する全社的な目標を明確化する。また、取締役会では業務担当取締役は全社的な目標に対する月次の業績報告及びその

内容についての要因分析とその改善策等を報告する。

リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会は必要に応じて随時開催し、階層に応じた進捗状況をレビューし、情報を共有化して協議し改善を促す。

日常の業務執行については、職務権限規程に基づく職務分掌による権限配分・委譲により意思決定の迅速化を図るものとする。

⑤ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ⅰ）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置く。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

（ⅱ）当社が監査等委員会補助者を設置した場合は、監査等委員会補助者の人事考課は監査等委員会の同意を要し、監査等委員会補助者の人事に関する事項等については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うことを要し、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

⑥ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

（ⅰ）当社の監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、監査に必要な書類等を閲覧し、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求める。

（ⅱ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

（ⅲ）当社は上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

⑦ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

⑧ 財務報告に係る内部統制を確保するための体制

業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進する。また、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、当社の業績管理体制を構築する。

⑨ 反社会的勢力の排除に関する体制

当社の役員及び従業員は、反社会的勢力及び団体とは毅然たる態度で対応する。

当社の役員及び従業員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅

然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しない。

これらを受け、当社の入社時研修やリスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。

また、大阪府暴力追放推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有する。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力排除規程」、「反社会的勢力排除マニュアル」及び「反社会的勢力対応の手引き」に制定し、所管部署は管理部として、運用を行う。

なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、反社会的勢力統括責任者を選任・配置している。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システム基本方針」に基づき、当社の内部監査を実施し適合を確認しております。

内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、代表取締役社長及び監査等委員に対して報告を行っております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況を総合的に勘案し、剰余金の配当等による利益還元を目指しております。

また、内部留保資産につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えするために、適切な割合を確保させていただく所存であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、１株につき普通配当1円30銭といたしたいと存じます。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2024年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,587,676**	**流動負債**	**918,635**
現金及び預金	566,127	買掛金	354,223
売掛金	864,457	短期借入金	200,000
棚卸資産	5,268	１年内返済予定の長期借入金	126,142
未収入金	142,458	未払金	56,928
前払費用	15,806	未払費用	18,080
その他	563	未払法人税等	56,748
貸倒引当金	△7,006	預り金	95,525
固定資産	**778,607**	賞与引当金	4,738
有形固定資産	**506,309**	その他	6,247
建物	78,280	**固定負債**	**559,817**
機械及び装置	399,300	長期借入金	459,817
工具、器具及び備品	3,517	社債	100,000
土地	25,210	**負債合計**	**1,478,453**
無形固定資産	**7,514**	（純資産の部）	
ソフトウェア	7,469	**株主資本**	**887,829**
その他	45	**資本金**	**144,974**
投資その他の資産	**264,783**	**資本剰余金**	**135,818**
投資有価証券	76,247	資本準備金	70,324
出資金	40	その他資本剰余金	65,493
長期前払費用	5,009	**利益剰余金**	**607,150**
差入保証金	176,060	その他利益剰余金	607,150
繰延税金資産	7,308	繰越利益剰余金	607,150
その他	2,120	**自己株式**	**△114**
貸倒引当金	△2,001	**純資産合計**	**887,829**
資産合計	**2,366,283**	**負債・純資産合計**	**2,366,283**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,000,237**
売上原価		**3,604,663**
売上総利益		**1,395,573**
販売費及び一般管理費		**1,118,224**
営業利益		**277,349**
営業外収益		
受取利息及び配当金	13	
受取保険金	3,097	
その他	425	3,536
営業外費用		
支払利息	5,903	
匿名組合投資損失	39,249	
その他	598	45,751
経常利益		**235,134**
税引前当期純利益		**235,134**
法人税、住民税及び事業税	54,332	
法人税等調整額	30,521	84,853
当期純利益		**150,280**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年８月１日残高	144,974	70,324	65,493	135,818
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計				
2024年７月31日残高	144,974	70,324	65,493	135,818

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2023年８月１日残高	578,013	578,013	△114	858,692	858,692
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△121,143	△121,143		△121,143	△121,143
当期純利益	150,280	150,280		150,280	150,280
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	29,137	29,137		29,137	29,137
2024年７月31日残高	607,150	607,150	△114	887,829	887,829

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、匿名組合契約に基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～18年
機械及び装置	15～17年
工具、器具及び備品	５～15年

無形固定資産……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）５年（社内における利用可能期間）

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を決定する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ　電気販売、ガス販売

これらの取引については、契約期間にわたり、継続的に電気・ガスの供給を行うことが履行義務であり、時の経過に応じて履行義務が充足されることから会計期間に対応した電力・ガス供給に関する収益を認識しております。

ロ　電力基本料金削減コンサルティング、蓄電池・太陽光パネル販売

これらの取引については、電子ブレーカー、蓄電池・太陽光パネル等の機器の設置を伴うため、顧客に当該機器を提供し、利用しうる状態にすることが履行義務であり、当該機器を顧客が利用しうる状況になった時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	7,308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．棚卸資産の内訳

商品及び製品	4,225千円
原材料及び貯蔵品	1,042千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　63,357千円

3．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	1,819千円
機械及び装置	185,042千円
土地	11,210千円

(2) 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	12,666千円
長期借入金	160,349千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	110,131,200株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,008株

3．剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日定時株主総会	普通株式	121,143	1.1	2023年7月31日	2023年10月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,169	1.3	2024年7月31日	2024年10月30日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,661千円
未払事業税	2,892千円
貸倒引当金	2,754千円
資産除去債務	1,236千円
匿名組合投資損失	47,017千円
繰延税金資産小計	55,562千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	48,253千円
評価性引当額小計	48,253千円
繰延税金資産合計	7,308千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。デリバティブ取引に関しましてはリスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金の支払期日は、全て１年以内であります。借入金は、主にエネルギー事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後８年後であります。買掛金及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含まれておりません((注)２をご参照ください)。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	176,060	166,912	△9,147
資産計	176,060	166,912	△9,147
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	585,960	583,876	△2,084
負債計	585,960	583,876	△2,084

(注) １．「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は76,247千円であります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観測できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としていない金融負債

区　　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	—	166,912	—	166,912
資産計	—	166,912	—	166,912
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	583,876	—	583,876
負債計	—	583,876	—	583,876

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等を基とした割引現在価値にて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	8円 06銭
１株当たり当期純利益	1円 36銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	エネルギー事業	電子機器事業	
電気販売	4,334,189	—	4,334,189
ガス販売	271,499	—	271,499
蓄電池・太陽光パネル販売	171,981	—	171,981
電力基本料金 削減コンサルティング	—	153,033	153,033
その他	69,533	—	69,533
顧客との契約から 生じる収益	4,847,204	153,033	5,000,237
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,847,204	153,033	5,000,237

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類　個別注記表【重要な会計方針に係る事項に関する注記】４．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年９月24日

株式会社アースインフィニティ
　取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　俣野　朋子

指定社員
業務執行社員　公認会計士　稲積　博則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アースインフィニティの2023年８月１日から2024年７月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年８月１日から2024年７月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年９月27日

株式会社アースインフィニティ　監査等委員会

監査等委員　畑　山　佳　之　㊞

監査等委員　白　川　　功　㊞

監査等委員　寺　本　　悟　㊞

監査等委員　城ヶ辻　　保　㊞

（注）監査等委員畑山佳之、白川功、寺本悟、及び城ヶ辻保は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つとして認識しており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいります。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき1.3円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は143,169,250円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年10月30日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。）（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会のあり方及び各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を確認し、検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	濵田（はまだ）幸一（こういち） 1970年11月20日生 再任	2002年７月　株式会社ネオインターナショナル（現　株式会社アースインフィニティ）設立 代表取締役社長（現任）	55,178,400株

(取締役候補者とした理由)
濵田　幸一氏は、当社の代表取締役として長年にわたり当社の持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、強いリーダーシップで経営を牽引してきました。経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役としてお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	松田（まつだ） ありさ 1976年2月6日生 再任	2012年10月　当社入社 2016年12月　当社内部監査室長 2021年10月　当社取締役（現任）	306,000株
(取締役候補者とした理由) 松田　ありさ氏は、長年にわたり内部監査室長を務めた経験があり、当社の成長・発展に大きな貢献を果たしております。これらの幅広い経験と実績は当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役としてお願いするものであります。			
3	一氏（ひとうじ） 亮佑（かつひろ） 1978年3月17日生 再任	2008年5月　当社入社 2014年1月　当社営業部執行役 2016年10月　当社取締役（現任）	30,000株
(取締役候補者とした理由) 一氏　亮佑氏は、長年にわたり営業統括として当社の収益向上に尽力しており、当社の成長・発展に大きな貢献を果たしております。これらの幅広い経験と実績は当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役としてお願いするものであります。			

(注) 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者　濵田幸一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はた　やま　よし　ゆき 畑　山　佳　之 1970年８月３日生 再任	2011年11月　畑山佳之税理士事務所　代表就任（現任） 2013年２月　アドバンス株式会社　代表取締役就任（現任） 2019年１月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 畑山佳之税理士事務所　代表 アドバンス株式会社　代表取締役	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 畑山佳之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査機能の強化と当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者とするものであります。			
2	しら　かわ　　いさお 白　川　　功 1939年９月12日生 再任	1973年１月　大阪大学助教授 1987年４月　大阪大学教授 2003年４月　大阪大学名誉教授（現任） 2003年５月　株式会社白川アソシエイツ設立 代表取締役就任（現任） 2004年４月　兵庫県立大学教授 2010年４月　兵庫県立大学名誉教授（現任） 2011年１月　当社取締役就任 2018年10月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 大阪大学名誉教授 兵庫県立大学名誉教授 株式会社白川アソシエイツ　代表取締役	540,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 白川功氏は、大阪大学名誉教授・兵庫県立大学名誉教授であり、豊富な知識と経験及び幅広い人脈を有しております。これらの知識や経験、人脈を生かし、中立的・客観的な監査とともに幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査機能の強化と当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者とするものであります。			

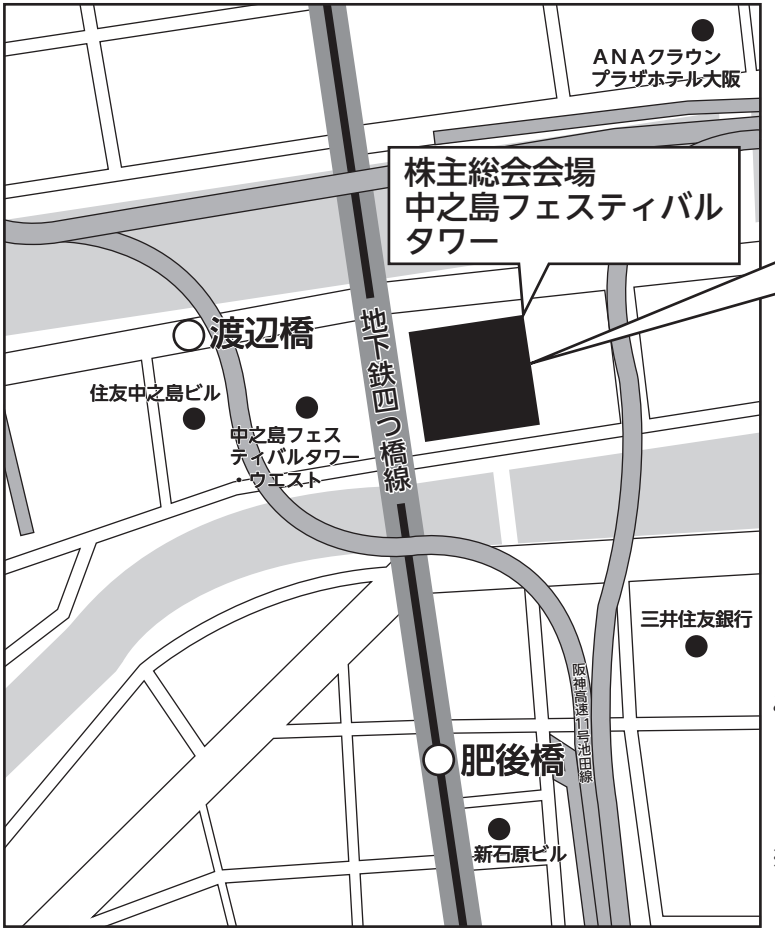
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	てら もと　さとる 寺本　悟 1959年9月30日生 再任	1986年９月　監査法人朝日新和会計社（現　有限責任 あずさ監査法人）入社 1997年８月　北斗監査法人（現　仰星監査法人）入社 2010年10月　仰星監査法人　理事就任 2022年10月　公認会計士寺本悟事務所　開業　代表就任（現任） 2023年２月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年３月　江崎グリコ株式会社　社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士寺本悟事務所　代表 江崎グリコ株式会社　社外監査役	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 寺本悟氏は、公認会計士と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査機能の強化と当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者といたしました。			
4	じょう　が　つじ　たもつ 城ヶ辻　保 1952年12月19日生 再任	1976年11月　学生旅行開発（現　株式会社ツアーデスク）創業代表取締役就任（現任） 1978年７月　株式会社ティディファンド設立　代表取締役就任（現任） 1997年６月　株式会社スターメディカル（スタークリニック）設立　代表取締役就任（現任） 2012年４月　一般社団法人JAICE設立　代表理事就任（現任） 2023年２月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ツアーデスク　代表取締役 株式会社ティディファンド　代表取締役 株式会社スターメディカル　代表取締役 一般社団法人JAICE　代表理事	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 城ヶ辻保氏は、これまでに様々な会社や財団を設立し、現在も代表取締役や代表理事を務めるなど、経営及び業務執行の幅広い経験を有しており、国際情勢等にも精通しております。これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに幅広い視点から当社の経営全般に対する助言・提言をいただくことにより、監査機能の強化と当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者といたしました。			

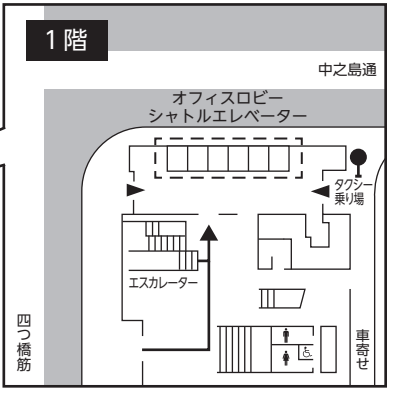
（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は畑山佳之氏、白川功氏、寺本悟氏及び城ヶ辻保氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法定で定めた金額を限度として予め定めた額又は、法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。
３．各候補者は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は各候補者を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
４．畑山佳之氏は、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって５年９ヶ月であります。
白川功氏は、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって13年９ヶ月、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって６年であります。
寺本悟氏は、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年８ヶ月であります。
城ヶ辻保氏は、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年８ヶ月であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　大阪府大阪市北区中之島二丁目３番18号
中之島フェスティバルタワー37階





１階からシャトルエレベーターで13階に上がり、13階で高層階用エレベーターにお乗換えください。

ご案内
地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」４番出口より徒歩にて約４分です。
京阪電車中之島線「渡辺橋駅」12番出口より徒歩にて約３分です。

※駐車場及び駐輪場はございませんので、お車又は自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。